○開発行為に関する工事の完了

)政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

告

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所 (仙台地方振興事務所

六

Ŧī. Ŧī.

(水産業振興課

税

務

課

ページ

(新産業振興課)

六

(建築宅地課)

六

六

○土地改良区の定款変更の認可 (二件)

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

選挙管理委員会

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表 ○包括外部監査結果に関する報告の公表

(四件)

六

七

規

則

報

告

示

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

令和六年四月三十日

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

行 発 城

第 第

一十四条第

一項 中

宮

(総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火、金曜日発行)

「本証明書の有効期限」に改め、 ゆうちょ銀行又は郵便局・ATMで納付の場合は、左側二枚をご使用ください。

及び「※この証明書は継続検査(構造等変更検査)に必

を ビ期

二限 じ、「有効期限」

様式第五号 (その六) (表) 中 ン扱

コンビニ・スマホ納 付 取 扱 期 限 口取

二第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改め、 「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。 同条第二項中

八条第一項」を 第二十五条第二 一十四条の 「第七百三十九条の五第一項」に改める。 「按分率」に改める。 「第四十

二項中 「第八条」を「第五十七条の四の二」 に、 「あん分率」 を

要ですから車検訊と一緒に大切に保管してください。」を削り、同様式(裹)中「額の追滞金を併せて」

様式第五号の二(その三)(表)を次のように改める。

を「<equation-block>
に
強
的
や
」
に
改
め
る
。

○宮城県規則第八十一号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(1)

宮城県県税条例施行規則 (昭和) 一十九年宮城県規則第七十六号) 0) 一部を次のように改正する。

画面は、領収証書等とともに大切に保管してください。 一旦 動 車 数 特 付 書 日 動 車 我 教 付 書 日	年 4 月 30 日 火曜日 宮 城 県 公 報	(
ゆうちょ銀行又は鄭便高・ATMで納付の場合は、左側二枚をご使用ください。	# 長	
		(表)
(名) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	製面もご覧ください。	

(3)	令和6年4月30日	火曜日	宮	城	県	公	報	第498号	
									様式第五号の二(その三)(裏)を次のように改める。

4 様式第5号の2 (その3)	
	(唇促及び自動車税について) 1 この唇促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。 2 含さに送付済の納税通知者を約失された方は、本状で締めてください。 3 自動車を登失された方は、本状で締めてください。 4 この処分(音形)について不服があるときは、この処分についての参査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算しており月以内に宮域県を被占して心地与地裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提出することができます。 5 この処分(音形)について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算しており月以内に宮域県を被告として他山地地裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提出することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提出することができます。 6 企列、処分の執行又は手機の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 7 その地数決を確定いことにつき正当な理由があるとき。 8 この香促に係る延滞金については、地方税法に規定するところにより計算の上、納めなければなりません。
	自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている所有者(制限販売の場合は使用者)に納めていただく税金です。4月1日以後に所有者(使用者)の変更があつても、その年度の自動車税は、4月1日現在の所有者(使用者)に納める義務があります。 全機機関等に納付されてから県の収入になるまでに,10日間程度の期間を要しますので、行き違いにより、既に納められた方にも本状が送達されることがありますので御丁承ください。
羊以	
<u> </u>	
宗	
<i>49</i> X	
<u> </u>	
八唯口	
令和 6 平 4 月 30 日	
サイ4 ※印刷要領 余白には、書式及び記載事項を圖整の上、	項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができる。
:	

ゆうちょ銀行又は郵便局・ATMで納付の場合は、左側二枚をご使用ください。

を削り、同様式(裏)中「表記の徴収金を納める場合の延滞金については」を「この通知

中 様式第三十八号(その四)中 様式第十五号の二(表)中 「熱付書等の該当欄に記載して」を削る。 コンビニ・スマホ納 付 取 扱 期 限 コンビニ・スマホ納 付取扱期限 を を 「 口取 口取 ン扱 ン扱 ど期 ビ期 三限 三限 | に改め、同様式(裏) に改める。

2

改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについて

改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

は、

当分の間、

1

この規則は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

コンビニ・スマホ 納 付 取 扱 期 限 を _ 口取 ン扱 ビ期

○宮城県告示第三百二十六号

告

示

様式第百二十三号の六(表)中

に改め、

令和六年四月三十日から令和六年五月十四日まで縦覧に供する。

があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、

当該届出に係る指定漁船調書を

補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

漁船損害等

令和六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石卷市長渡浜長渡二十五番地 阿部 成幸 阿部 成幸	発起人の住所及び氏名	届
区網地	加	出
高加 入	入一	
入	区	市
所宮城県漁業協同組合網地島支	組合の名称第一項の申出をする漁業協同漁船損害等補償法第百十三条	事項
十二十二	縦覧場所	

○宮城県告示第三百二十七号

二項の規定により、令和六年四月二十三日認可した。 秋保町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

令和六年四月三十日

宮城県仙台地方振興事務所

藤 静

長

哉

(施行期日

(5)

を 書により、減額後の納付すべき額を納期限後に納付する場合には」以、「計算の上該当欄に記載して」 「計賞の上,」に改める。

○宮城県告示第三百二十八号

第498号

項の規定により、 亘理土地改良区の定款変更について、土地改良法 令和六年四月二十三日認可した。 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 なお、 この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

令和六年四月三十日

○宮城県告示第三百二十九号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二

項の規定により、令和六年四月二十二日認可した。

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

令和六年四月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 石 Ш 佳

洋

告

公

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮

令和六年四月三十日

等業務 一式 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 産業技術総合センター依頼試験及び試験機器保守管理

一契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部新産業振興課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

落札者を決定した日 令和六年三月四日

几 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県計量協会 宮城県仙台市太白区

長町七丁目二十二番二十三号

五千八百七十四万円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年一月二十三日 六 Ŧî.

> 〇都市計画法 $\overline{\mathbb{Z}}$ に係る開発行為は、その工事を完了した。 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

令和六年四月三十日

工事を完了した開発区域

(工区) に含まれる

地域の名称 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県仙台地方振興事務所

所

長

佐

藤

静

哉

名取市下増田字鶴巻西百三十九番 宮城県知事 村

井

嘉

浩

名取市美田園四丁目二十一番地の二 ブルー

ム・サティ二〇一号

大友

蓮

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月三十日

宮城県選挙管理委員会

員

長

櫻

井

正

人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第二特別養護老人ホームヴェール・ド・エクラの項の次に次のように加える 宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

住宅型有料老人ホームピーコムライフ八木山 同 市太白区八木山南一丁目十一番地十七

別表第二社会福祉法人基弘会特別養護老人ホームリズムタウン仙台の項の次に次のように加える。 特別養護老人ホーム愛泉荘~きずな館~ 同 市泉区七北田字道二十四番地の二

この告示は、令和六年四月三十日から施行する。

監 査 委 昌

〇宮城県監査委員告示第6号

から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊1及 び別冊2のとおり公表する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人福士直和

令和6年4月30日

(7)

宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員

Ŕ

ᆙᆘ

莊

À ৵

++

斑

泫

 \blacksquare

計

H

宮城県監査委員

마 政

 \mathbb{H} \mathbb{H}

팩

〇宮城県監査委員告示第7号

結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があっ たので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による平成30年度の包括外部監査の

令和6年4月30日

第1 監査結果の報告

管理の状況について)については、平成31年3月27日に包括外部監査人から報告があり、同年4 平成30年度の包括外部監査の結果(連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び

宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員

마

 \mathbb{H} \mathbb{H}

ᄪᆙ

成 À 角

⊞

Ħ

H

৵ ৵

++

克 ᄣ

汽

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

月16日付けで公表した

令和6年3月29日

第3 措置の内容

宮

別紙のとおり

								1	番号
[結果]	編 沉し こん	2. 内部規程の整	接機構	東北地域医療支	7. 一般社団法人	無	概要及び監査結	皿. 監査の対象の	項目
				(P72)	№	に適した規程を作成する必要があ	ている内部規程について、本法人	決裁規程や経理規程等の不足し	監査の結果及び意見 (Pは平成30年度包括外部監査結 果報告書のページ)
			和3年4月1日より施行している。	なお、経理規程については、令	り施行している。	程を制定し、令和5年4月1日よ	するため、令和5年3月に決裁規	法人における決裁区分を明確に	措置の内容

〇宮城県監査委員告示第8号

結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があっ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による令和2年度の包括外部監査の

令和6年4月30日

たので、次のとおり公表する。

第1 監査結果の報告

宮城県監査委員 \mathbb{H} 쁘

宮城県監査委員

成 五 五 \$ 4

 \blacksquare +*

₩ 斑 ᆙᆘ

加 H 汽 藏

宮城県監査委員 宮城県監査委員

で公表した。 について)については、令和3年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月20日付け 令和2年度の包括外部監査の結果(宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況

措置を講じた旨の通知のあった日 令和6年3月29日

第3 措置の内容

別紙のとおり

чпшМ

育498号	令 和	相 6	牛 4	1月	30	H_	火	く曜	H			'呂'		功	灭		県		1	\ <u>`</u>		報														(
																												T								
																			_		1.				第		2 Ⅲ.									
																			指摘	庫の必要性		トランド)	イエス総合ボー	沼ボート場(ア	第6章.	果										
																				5要性	ガソリン貯蔵	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	へ総合				今回の監査結									
																					貯蔵		法	$\widehat{\varphi}$	宮城県長		: 査結									
田田のままで	現の	。 ※ ※		7	7	購入	が、	蔵庫	***	ى ە	場合	ù	備品	Gr.	١٧)	は合	タン	タン	道に	御し	8 5	担坐	当と	ĵ,	'n	ソリ	Н		(P	61	な管	動の	国の	77	なった	作
用の貯蔵庫の設置は必る 県は、ガソリン貯蔵庫の 急に検討すべきである。	安全	· 田	県の	7 %	۰	9 9	県無	記置	定管		、被	万が:	かい	もある。	543	·計20	ク内の	クは	7	- Z J	カイ	者の	列さ:	カラ	ガソ	79%	16		(P34)	ることが望まれる。	理に	渡等	ふく	ن ط	7 6	ダ
車の間のこと	は発える。	温盤 イ	認識に	危險	ガソリ	ように	* *	の要	盟者は		書が逝	, ;	み袋	また、	び、 ※)IJッ	カガン	约20個	785	ソリコ	785	話によ	いてい	1 11	リンタ	呆管步	光			がまれ	はった	含含义	施認	300	は効率	を得さ
聖がは、京野では、京蔵ある。	77.80). V	5	至るこ	ン野	63:	ブリ	出を望	八洞		大才	「ソリ	などな	艇庫	的法	ナル	コッ	保管	0 (1	· を20	かっ	70	る状	シャ	ンカ	沢を	70			000	管理	た各	ンや	県は	あると	行されるを得なくなっており、今
必須で 車の記	ات, بر ات, بر	とに	て疑問	万便な	蔵庫え	反応で	イタ	とし出	にガン		るせん	ンに引	2 4 E	内には	違反の	が超え	温量の	なれる	おびん	01) >	、艇垣	、消影	影では	光 	が艇属	視察し	季季				形態る	施設の	107	仙台市	単く連続を	7 -1
用の貯蔵庫の設置は必須である。 県は、ガソリン貯蔵庫の設置を早 急に検討すべきである。	で活出で減減、こうでは近年に民の安全確保のために、ガンリン	。 利用者と職員、さらには沂隰住	県の認識について疑問が生じ	とによる危険性や不便さに対す	という。ガソリン貯蔵庫がないこ	購入するようにとの反応であった	が、県側は、ガソリンをその都度	蔵庫設置の要望を出してはいる	指定管理者は、県にガソリン貯		場合、被害が拡大するおそれもあ	ら、万が一、ガソリンに引火した	備品やごみ袋などがあることか	また、艇庫内には、他の	うことから、消防法違反の可能性	は合計200リットルを超えてしま	タンク内のガソリンの量によって	タンクは約20個保管されており、	満にしているとのことであるが、	管するガソリンを200リットル未	められているとおり、艇庫内で保	担当者の話によると、消防法に定	と並列されている状態であった。	カラーコーンやボートの備品	ガソリンタンクが艇庫の端奥	ソリンの保管状況を視察したとこ	ボートの燃料であるガ				な管理に資する管理形態を勘案す	の譲渡等も含めた各施設の効率的	同のうえ、施設すべての仙台市へ	となっている。県は仙台市とも共	体としては効率的と言い難い状況	作さがNを集なへなことなり、全
一	ソ F ——	₩	(-d	(1	た	承	97	严		HB.	た	<u>ş</u>	9	和	944	4	_	_	#	采	浜		晋□				-			<u></u>	思	<u> </u>	#	H IK	₩
																									始済み。	庫を設置し、11月14日から供用開	令和									
																									0	置し、	5年1									
																										11月	1月に									
																										14日7	少量が									
																										いの 無	危険物									
																										用開	保管									
							4	I																											ω	
意見	要	ر د ع	7	沼	第6章.	無	Ħ.																			[意見]	圌	技	2.)	7	<u>\</u>	沿:	第6章.	無	Ħ.	
<u>"</u>	野り組み	トランド	ガスだ総	沼ボート			今回の																			<u>—</u>		技場のト	量外ホ	トランド	エス総	沼ボート			今回の	
	Ē	トランド) 6. 利用促進への	イエス総合ボー	ト場(ア	宮城県長		今回の監査結																					トイレ誤	2.屋外ボート競	<u>で</u>	イエス総合ボー	ト場(ア	宮城県長		今回の監査結	
er d						*	部	+	_	d	4	44	84	d	7	4		題		5	悪	70	F	. St	<u></u>										部	H
でした利かぶ	が、は、経済・	きる。	54.	川は	ないない	、部分	宮城!		(P117)	が解	(算を)	洋式	8216	£ 80	逐備	るた	手	題が絡んでくる。	に設	り、ま	は水	1)	7	800	5	>	[事務]	Ù	# 0	加者	談置	ا خ	!事務	7 7	長沼	
田田とおり、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は	型、口、	利用された。	100 M	可能で	光燈	は団体	具長器		2	消すべ	組み、	7 7	9# 64	。利用	なれて	かには	や観客	ろがへ	るや国	た、厘	洗トイ	とが理	新たに	本来な	ては、	と改装	折内の	数年前	和式入	は恵太	なれて	競技場	所内'	が設置	光 「 て	
らきばほどを発	サナナ	がなったが、	7:1	10 A	{験者	かびゃ	光二			S W	利用:	に替	は仮]者満	200	八章	が快	%	とな	外 の	07	!想的	簡易	いろば	現状	した	和式	が指	<u>,</u>	往等	200	には	240	はなれ	場内	
に埋りずる		ak [H]	災ら	が、芳	(A)	り、他	ト場の			でも解消すべきであろう。	者のオ	26.25	まずは仮設の和式トイレ	である。利用者満足度を上げるた	が整備されていることが最低条件	するためには、清潔な水洗トイレ	選手や観客が快適に施設を利用		内に設置するとなると浄化槽の間	また、屋外の別の場所や艇庫	敷は水洗トイレの設置が困難であ	やすことが理想的であるが、河川	止し、新たに簡易水洗トイレを増	ある。本来ならば仮設トイレを廃	については、現状も和式のままで	イレへと改装したが、仮設トイレ	理事務所内の和式トイレを洋式ト	とで、数年前に指定管理者は、管	であり和式トイレが苦手というこ	参加者は高校生等の若い選手たち	が設置されている。ボート競技の	ボート競技場には仮設トイレのみ	理事務所内のみであり、屋外の	2017	は一点	
战 沓 ドク 側 一	ント	2, 74 N	- 24		214	$\overline{\mathbf{z}}$	×			0	(便	3	其	上时	绩低	代洗ト	臓を		化槽	所や	困難	が、	, ,	7	# O #	で設ト	を洋	器は	475	手題(一下競	イン	· III	9	送	
数少した。 皆側は、 ドート関	イルスの	がたてつ	カてし	全を	7	£	\equiv				12/2	(1	•	**							\sim	Œ	134	4	911	\rightarrow							,,,,,	9+	4.6	
で、利用者がさらに減少した。 しかし、指定管理者側は、今後 も、ボート関係者、ボート関係者	光や、800のカライトを発型コロナウインスの影響	ため、利用者が特定されてしまう のが現状である。さらに今年度	ことができる人に限られてしまう	利用は可能であるが、安全を保つ	少ない。未経験者でもボート場の	大部分は団体であり、個人利用が	宮城県長沼ボート場の利用者の				予算を組み、利用者の不便を少し	を洋式トイレに替えるように県は	シャ	るた	条件	7	利用		り囲	延庫	j.	\equiv	声	廃	Ÿ	7	7	, M	(1	た	校の	97	04	トイレが設置されているのは、管	長沼ボート場内で一般的な水洗	
谷者後者		7									を少し	ご果は	ント	るた	条件	7 7	NH H		り問) 连庫	#	II.	描	쬶	Ÿ	7	7	, 郵	(1	たっと	技の	04				
後者		7									を少し	こ県は	<u>ئے</u> 7	るた	条件	7 7	利用		り問) (注)	Ř	III.	描	廃	Ÿ	7	ポト	· —	(1	かった	技の	04				
後者		7									を少し	2県は	<u> </u>	るた	条件	7 7	9月		り問) 医库	H.	111.	描	廃	Ÿ	7	<u> </u>	一	(1	かった	技の	04				
後者		7									を少し	2県は	77	るた	条件	1 7 7	N用		り間) 医库	A.		描	廃	₫.	7	<u>ポー</u>	,	(1	なが、	技の	04	外の の向上を図った。	(4台)を設置し、		
載少した。		されてしまう クセスしやすいよう改善した。 、らに 今年度 また、一般の方も参加できる大		(全を保つ で、長沼ボート場及びその周辺施		、利用が ポート協会及びとめ漕艇協会など	J用者の 県ホームページから、宮城県				を少し	2.県は	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	るた	条件	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ 	利用 		り間	廷庫	The second secon		描	廃	Y	7	<u> </u>	、 一	7. (1 2.	さな	技の	04			な水洗 令和5年8月に洋式仮設トイレ	

つながると考える。 存在価値を県内外に広める効果に していくことで、長沼ボート場の や、今後のイベント情報等を配信 に長沼ボート場の長所のアピール 3 民が目にする県のホームページ まう可能性があるので、多くの県 覧者はボート関係者に限られてし の啓発を図る意向である。 イベントを積極的に実施し、利用 以外への施設のアピールを続け、 (P120) 指定管理者のホームページの閲 施設概要のみならず、積極的 た。

〇宮城県監査委員告示第9号

結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があっ たので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による令和3年度の包括外部監査の

令和6年4月30日

宮城県監査委員 宮城県監査委員 五 疳 4 ৵ 赵 眶 沱

宮城県監査委員 政 \mathbb{H} ⊞ 計 \boxplus

宮城県監査委員 파 \mathbb{H} ᄪᆙ

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

和4年3月28日に包括外部監査人から報告があり、同年4月19日付けで公表した。

令和3年度の包括外部監査の結果(自然環境に係る財務事務の執行について)については、

第1

監査結果の報告

令和6年3月29日

総3 措置の内容

別紙のとおり

Ш 監査の結果及び意見 (Pは令和3年度包括外部監査結 果報告書のページ)

番号

頂

(9)

描 圃 9 乜 ψ

2	1
第3 外部監査の 結果及び意見 3 補助金 (2) 1者応募 【意見】	第3 外部監査の 結果及び意見 3 補助金 (1) 必要性に乏し い補助 【意見】
(現状の問題点) スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金の補助事業者への応募が1者である。短い募集期間が1者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された公募スケジュールであったといえるか疑問である。 (解決の方向性) 公募による競争性を確保するため、個別事業の性質を踏まえた募集時期、募集期間を設定する。(P33)	(現状の問題点) LED化に対する補助に係るトン当たりCO2削減コストは高く、効率性に乏しい事業と考えられる。実際、LED購入補助を制限している補助事業もあることから、LED化に対する補助の必要性が認められるか疑問である。(解決の方向性) 補助対象の効率性・有効性を評価のうえ、補助対象の効率性・有効性に対する補助にごいては効率性・有効性に乏しいと考えられるため、補助対象外とするのが合理的である。(P32)
令和5年度補助金の補助事業者の公募において、競争性等を確保するため、従来よりも長い1ヶ月(令和5年2月22日~3月22日)の公募期間を設定して実施した。	市町村については、財源の問題でLED化が進んでいない施設が多いことから、本年度から補助対象を、二酸化炭素排出量削減効果が明らかな従来灯からLED照明への更新のみに絞り、昨年度までは対象としていた新規LED照明の設置やLED照明からLED照明への更新については対象外とした。

〇宮城県監査委員告示第10号

たので、次のとおり公表する。 結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があっ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による令和4年度の包括外部監査の

令和6年4月30日

宮城県監査委員 宮城県監査委員 在 疳 ৵ 斑 泫

৵

宮城県監査委員 宮城県監査委員

成音

田田

由加里計

第1 監査結果の報告 令和4年度の包封

令和4年度の包括外部監査の結果(道路事業に係る財務事務の執行について)については和5年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月25日付けで公表した。

第2

措置を講じた旨の通知のあった日

令和6年3月29日

第3 措置の内容 別紙のとおり

2	1	番号
第3. 外部監査の 結果及び意見 4 公社等 (1) 受託事業収益 の計上もれ 【指摘】	第3. 外部監査の 結果及び意見 1 事業評価 (5) 長期未着手の 都市計画道路 【意見】	項目
(現状の問題点) 道路公社の決算において、「みやぎ県北高速幹線道路工事委託」 に係る受託事業収益・費用の計上がもれていたと認められる。 (解決の方向性) 道路公社における内部統制上のリスク評価を適切に行い、専門家の関与の必要性・十分性を検討する。 (P31)	(現状の問題点) 長期未着手の都市計画道路について、未検証の延長が計画延長の約12%となっていることから、早期の見直しを促進する必要があると考えられる。 (解決の方向性) 着手時期未定の市町村は限定されているため、広域行政を担う県の立場から、引き続き当該市町村に対する必要な支援策を講じ、早期の見直しを図る。 (P15)	監査の結果及び意見 (Pは令和4年度包括外部監査結 果報告書のページ)
内部統制上のリスク評価を適正に行うため、適宜、専門家に確認することとした。 今年度は適正な会計処理を行うため、取得した固定資産にかかる法定耐用年数について、公認会計士の指導を仰いだと伺っている。	都市計画道路の見直しについて、未着手であった11市町村に対し、補助事業制度の紹介やPT調査結果の提供等、きめ細やかな助言を行った結果、令和5年度は新たに石巻市と柴田町の2市町が見直しに着手している。 引き続き未着手の市町村に対して、早期の見直し着手を促していく。	措置の内容

画館からは、	い対査言た直 しい	<u>,</u>
		<u>चे</u>
បា	4	ω
第3.外部監査の 結果及び意見 4 公社等 (5) 管理部門の合 理化検討の余地 【意見】	第3.外部監査の 結果及び意見 4 公社等 (3) 不明確なペイ オフ対策 【意見】	第3. 外部監査の 結果及び意見 4 公社等 (2) 重要な会計方 針の記載不足 【指摘】
(現状の問題点) 道路公社と親和性があると考えられる公社等(宮城県土地開発公社、宮城県住宅供給公社)があることから、管理部門の共通化等の合理化策の検討会地がないといえるか疑問である。 (解決の方向性) 管理部門の共通化によるメリット比較を行い、管理部門の合理化余地がないか検討する。(P36)	(現状の問題点) 道路公社はペイオフの限度額 (10,000千円)を超える多額の預 金を有しているのであるから、預 金先の安全性検討や評価をせず、 預金先を決定することがペイオフ 対策として十分といえるか疑問で ある。 (解決の方向性) 預金先の安全性検討・評価を実 施する等、県の取組も参考にペイ オフ対策方針を明確にする。 (P33)	(現状の問題点) 現在、実施していない事業に係る道路事業損失補でん引当金残高る道路事業損失補でん引当金残高8,010百万円(令和3年度)に係る内容が重要な会計方針に記載されていないため、重要な会計方針の記載不足と考えられる。(解決の方向性) 重要性が認められる会計処理の内容については、重要な会計方針等において、当該内容を明記する。(P32)
県では、平成9年度から公社等外期団体の見直しに着手しており、公社等外期団体改革計画の取組を通じて、指定団体数が大きく減少したほか、県の指導による経営改善が進むなど、団体の続廃合や経営改革といった観点からの見直しは区切りがつきつつあることから、令和4年3月に取組の主軸を「経営改革」から「自立推進」に移行した「公社等外期団体自立推進計画」を策定し、公社等の一層の自立に向けた収組を進めてい	県のペイオフ対策を参考に令和5年1月に余裕資金運用の方針を改め、同年3月に決済用預金への付け替えを実施済であり、今後も預金先の安全性の検討・評価を実施しながら運用していくと伺っている。	道路事業損失補でん引当金について、現在実施していない事業が含まれることを重要な会計方針等に明記されていることを確認した。

(11)	令和6年4月30日	火曜日	宮	城	県	公	報	第498号
								る好様る
								。な廃るこま合の
								の紹うで
								ながらなり、神の
								1 対対が、
								経っている。
								が、ほど
								る。このことから、経営状況が良 好な道路公社においては、団体の 統廃合について区切りがついてい るものと理解している。
								<u>単 6 2 </u>
1								